令和3年(2021年)5月28日 教 育 委 員 会 資 料 教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 室

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

令和3年度に限り、「スポーツの日」が7月23日となることから、小中学校の学期及び休業日について特例を設ける。

2 改正内容

令和3年度に限り、以下のとおり小中学校の学期及び休業日の特例を設ける。

【附則第5項関係】

			#1113V32\0 0 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
		令和3年度	通常
学期	前期	4月1日から	4月1日から
		10月10日まで	スポーツの日まで
	後期	10月11日から	スポーツの日の翌日から
		翌年の3月31日まで	翌年の3月31日まで
休業日	秋季休業日	10月9日及び	スポーツの日の前々日から
		同月10日	スポーツの日までの日

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

公布の日

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表 改正案 現行 第1章~第4章 (略) 第1章~第4章 (略) 附 則 附則 $1 \sim 4$ (略) $1 \sim 4$ (略) 5 令和3年度における第3条第1項第1号及び 第2号並びに第3条の2第1項第1号及び第2 号の規定の適用については、第3条第1項第1号 ア中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号) に規定するスポーツの日(以下「ス ポーツの日」という。)」とあるのは「10月1 0日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあ るのは「10月11日」と、同項第2号イ中「ス ポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」 とあるのは「10月9日及び同月10日」と、第 3条の2第1項第1号ア中「スポーツの日」とあ るのは「10月10日」と、同号イ中「スポーツ の日の翌日」とあるのは「10月11日」と、同 項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポー ツの日までの日」とあるのは「10月9日及び同 月10日」とする。 別表 (略) 別表 (略) 第1号様式~第3号様式 (略) 第1号様式~第3号様式 (略)

【参考 附則第5項による読み替え】

この規則は、公布の日から施行する。

附則

読み替え後	読み替え前			
(学期及び休業日)	(学期及び休業日)			
第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和2 8年政令第340号)第29条の規定に基づく学 期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。) は、次のとおりとする。 (1) 学期	第3条 小学校における学校教育法施行令(昭和2 8年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日(以下「学期及び休業日」という。) は、次のとおりとする。 (1) 学期			
ア 前期 4月1日から <u>10月10日</u> まで	ア 前期 4月1日から国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定するスポーツの日(以下「スポーツの日」という。)			
イ 後期 <u>10月11日</u> から翌年の3月31 日まで	イ 後期 <u>スポーツの日の翌日</u> から翌年の3 月31日まで			

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 10月9日及び同月10日

ウ~カ (略)

2 (略)

のとおりとする。

(1) 学期

ア 前期 4月1日から<u>10月10日</u>まで イ 後期 <u>10月11日</u>から翌年の3月31

目まで

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 10月9日及び同月10日

ウ~カ (略)

2 (略)

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 スポーツの日の前々日から スポーツの日までの日

ウ~カ (略)

2 (略)

第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次 第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次 のとおりとする。

(1) 学期

ア 前期 4月1日からスポーツの日まで

イ 後期 <u>スポーツの日の翌日</u>から翌年の3 月31日まで

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 スポーツの日の前々日から スポーツの日までの日

ウ~カ (略)

2 (略)